

2. 手帳

■身体障害者手帳

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係

☎672-2111

- 医療機関で治療しても身体に障がいが残る方に交付される手帳で、障がいの程度によって1級（最重度）から6級（軽度）までの等級があります。 ※等級別基準については57～59ページに掲載しています。

▼必要書類

必要書類	新規申請	再交付申請		住所変更・死亡等の届出
		程度変更・障害名追加・再認定等	破損・紛失・写真更新	
①身体障害者手帳交付申請書	●			
②身体障害者手帳再交付申請書		●	●	
③指定医の診断書・意見書 ※	●	●		
④写真（たて4cm・よこ3cm）	2枚	1枚	1枚	
⑤マイナンバーカード（個人番号通知カード）	●	●	●	●
⑥これまで使用していた手帳		●	●（紛失を除く）	●
⑦変更届もしくは返還届				●

※手帳申請には、身体障害者福祉法第15条に規定する指定医が作成した診断書・意見書が必要です。

手帳用診断書発行の可否は、治療を受けている医療機関の相談室へご相談ください。

▼手帳発行機関……岩手県（申請手続き後、交付まで約1カ月）

▼有効認定……治療途中での申請は有限認定となり、再認定の手続きが必要になります。

■療育手帳

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係

☎672-2111

【判定機関】岩手県福祉総合相談センター

☎629-9613

- 知的障がいがある方に交付される手帳で、障害の程度によってA（重度）、B（中軽度）の区分があります。

▼必要書類

必要書類	新規申請	再交付申請 （破損、紛失等）	住所変更、死亡等の届出
①療育手帳交付申請書	●		
②療育手帳再交付申請書		●	
③写真（たて4cm・よこ3cm）	1枚	1枚	
④これまで使用していた手帳		●（紛失を除く）	●
⑤変更届もしくは返還届			●

▼手帳発行機関……岩手県（申請手続き後、交付まで約1カ月）

▼事前判定……新規申請の場合、岩手県福祉総合相談センターで事前判定を受けてください。

判定予約先→岩手県福祉総合相談センター

18歳未満の方：児童相談課 ☎629-9606

18歳以上の方：障がい保健福祉課 ☎629-9613

■精神障害者保健福祉手帳 【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 一定の精神障がいがある方に交付される手帳で、障がいの程度により1級（最重度）から3級（軽度）までの等級があります。初診日より6ヶ月を経過した日から申請ができます。

▼必要書類

必 要 書 類	新規・更新申請	再交付申請 (破損、紛失等)	住所変更、死亡等 の届出
①精神障害者保健福祉手帳申請書	●		
②精神障害者保健福祉手帳再交付申請書		●	
③手帳用診断書 ※	●		
④精神障害を事由とした障害年金証書	● } いずれか		
⑤写真(たて4cm・よこ3cm)	1枚(新規※)	1枚	
⑥マイナンバーカード(個人番号通知カード)	●	●	●
⑦これまで使用していた手帳	●(更新のみ)	●(紛失を除く)	●
⑧変更届もしくは返還届			●

※手帳用診断書発行の可否は、受診している精神科の相談室へご相談ください。

※等級変更等が生じる方は、写真が必要な場合があります。

▼手帳発行機関……岩手県（申請手続き後、交付まで約2カ月）

▼有効期限……有効期限は2年で、更新の手続きが必要になります。

